

# 回答書

入札参加予定者 各位

令和5年12月18日

赤穂市病院事業  
赤穂市長 牟礼正稔

令和5年11月21日付公告の一般競争入札に関する質問に対して、下記のとおり回答します。

## 記

1 入札の件名 PET-CT 装置等売却

2 質問回答

| 番号 | 質問事項  | 回答   |
|----|---|--|
| 1  | 物件の処分予定がない場合、産業廃棄物収集・運搬業者指定書及び産業廃棄物処分業者指定書の提出は必要ないのでしょうか。 | 物件を廃棄処分しない場合は、左記指定書の提出は不要です。   |
| 2  | PET-CT 装置について、いつまで使用していましたか。                              | 漏洩線量（放射線量）測定のため、令和3年11月13日及び令和4年5月29日に使用しています。                                   |
| 3  | PET-CT 装置の最後の点検日はいつ頃でしょうか。                                | 最終点検日は、令和3年6月7日です。   |
| 4  | PET-CT 装置を使用しなくなった理由は何でしょうか。                              | 検査件数の減少等により使用を休止しています。   |
| 5  | 正常稼働を前提とした入札ですが、PET-CT は、故障はしていないでしょうか。                   | 診療を行う上での必要な稼働は、令和3年6月7日の最終点検において、正常稼働を確認しています。（ただし、引渡し日時点での正常稼働を、保証するものではありません。） |

| 番号 | 質問事項  | 回答   |
|----|---|--|
| 6  | 撤去前に、ファントムを使用してのテストスキャンの実施を協力いただけますでしょうか。                                     | 当院では、テストスキャンによるPET-CT装置の正常稼働を保証することができませんので、移設時に点検が必要と判断される場合は、買受人の負担によりメーカーに依頼を行ってください。 |
| 7  | 移設時に点検する際の保守費用や修理費用等は、どちらが負担するのでしょうか。   | 移設時に点検等が必要と判断される場合は、買受人の負担により必要な点検を行ってください。  |
| 8  | 売却物件には、PET-CT装置、SPECT装置、超音波診断装置がありますが、3機種を合わせての入札となるのでしょうか。(1機種での入札は可能でしょうか。) | 全物件(3機種)を合計した入札となりますので、1機種のみ入札はできません。(入札書には、全物件の合計金額を記載してください。)                          |
| 9  | 装置またはコンソールの電源が付かず、各装置メーカーに患者データ削除依頼を受けてもらえない場合はどうしたらよいのでしょうか。                 | ハードディスク等を取り出し、穿孔等の物理的破壊を行ってください。   |

(追加)

令和5年12月22日

| 番号 | 回答(補足)  |
|----|---|
| 10 | 令和5年12月21日に当院でPET-CT装置の正常な基本動作を確認しています。 <a href="#">(PET Daily QC)</a> また、同日にファントムを用いたテストスキャンを実施しています。 <a href="#">(テストスキャンサンプル画像)</a><br>なお、落札後にテストスキャンサンプル画像を理由とした異議の申し立てはできませんので、詳細なテストスキャン画像の確認が必要な場合は、来院での確認をお願いします。 |